

田原市後期高齢者福祉医療費支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療の一部負担金の支払が困難な高齢者の健康の保持増進を図るため、後期高齢者福祉医療費（以下「医療費」という。）の一部を支給し、もって福祉の向上に寄与することを目的とする。

(受給資格者)

第2条 医療費の支給を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、本市の区域内に住所を有する高齢者の医療の確保に関する法律による医療を受けることができる者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 田原市障害者医療費支給条例（昭和48年田原町条例第17号）に規定する受給資格者（同条例第4条第1号に該当するため同条の規定により同条例に規定する受給資格者とならない者を含む。）
- (2) 田原市母子家庭等医療費支給条例（昭和53年田原町条例第24号）に規定する受給資格者（同条例第2条第2項第1号に該当するため同項の規定により同条例に規定する受給資格者とならない者を含む。）
- (3) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者のうち、前年の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第20条の規定による政令で定める額以下であって、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で主として戦傷病者の生計を維持するものの前年の所得がその者の扶養親族等の有無及び数に応じて特別児童扶養手当等

の支給に関する法律第21条の規定による政令で定める額未満であるもの（所得の範囲及び計算方法については、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第4条、第5条及び第8条第3項の規定を準用する。この場合において、同項中「（同法に規定する同一生計配偶者又は扶養親族である障害者に係るものに限る。）」とあるのは「（後期高齢者福祉医療費受給資格者の戦傷病者を除く。）」と読み替えるものとする。）

(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第29条の規定による措置入院患者

(5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第26条において準用する同法第19条の規定による勧告又は措置により入院した結核患者並びに同法第26条において準用する同法第20条の規定による勧告又は措置により入院した結核患者及び入院期間を延長された結核患者並びにこれらと同等の要件を有すると愛知県知事、名古屋市長又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項に規定する中核市の長が認めた者

(6) 独り暮らしの者（次に掲げる要件を全て満たす者をいう。）であって、医療に関する給付が行われた日（以下「医療給付日」という。）の属する年度分（当該医療給付日の属する月が4月から7月までの間にあっては、前年度分とする。次号において同じ。）の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下「市町村民税」という。）が課されないもの若しくは田原市市税条例（昭和36年田原町条例第11号。以下「市税条例」という。）で定めるところにより当該市民税が免除されるもの（当該市民税の賦課期日において同法の施行地に住

所を有しない者を除く。次号において同じ。)又は生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者であるもの

ア 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定による住民基本台帳の世帯を単独で構成していること。

イ 本人への調査等により次の項目を全て満たすと認められること。

(ア) 事実上一人で生活していること。

(イ) 親族から経済的な援助を受けていないこと。

(ウ) 地方税法その他租税に関する法律上の被扶養者になっていないこと。

(7) 常時臥床若しくはこれに準ずる状態又は重度若しくは中度の認知症の状態であって、生活介護を受けていることが3月以上継続している者のうち、その者の属する世帯の生計を主として維持する者が、医療給付日の属する年度分の市町村民税が課されない者若しくは市税条例で定めるところにより当該市民税が免除される者又は生活保護法第6条第2項に規定する要保護者である者

(8) 田原市精神障害者医療費の助成に関する条例(平成7年田原町条例第7号)に規定する受給資格者(同条例第4条第1号に該当するため同条の規定により同条例に規定する受給資格者とならない者を含む。)

(居住地特例)

第3条 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2第1項各号に規定する病院、診療所、施設又は住居(以下この条において「病院等」という。)に、入院、入所又は入居(以下この条において「入院等」という。)をしたことにより、本市の区域外に住所を変更したと認められる前条各号に該当する者については、前条の規定にかかわらず受給資格者とする。

2 病院等に入院等をしたことにより、本市の区域内に住所を変更したと認められる前条各号に該当する者については、前条の規定にかかわらず受給資格

者としない。

(適用除外)

第4条 前2条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、受給資格者としない。

(1) 生活保護法の規定による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けている者

(2) 法令の規定により、この要綱と同等な給付を受けられる者
(受給者証の交付)

第5条 医療費の支給を受けようとする受給資格者は、あらかじめ、後期高齢者福祉医療費受給者証交付申請書（様式第1号）に受給資格者であることを証する書類を添えて市長に申請し、医療費の支給を受ける資格を証する後期高齢者福祉医療費受給者証（様式第2号。以下「受給者証」という。）の交付を受けなければならない。ただし、第2条第8号に規定する受給資格者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていない者については、この限りでない。

2 市長は、前項に規定する申請があった場合において、その者が受給資格者であることを確認したときは、受給者証を交付するものとする。

3 受給者証の有効期間は、前項に規定する確認があった日の属する月の初日（その者がその日において受給資格者でない場合は、受給資格者となった日。以下「開始日」という。）から次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める日（以下「有効期限」という。）までとする。

(1) 第2条第1号及び第8号に該当する受給資格者 その者が受給資格者でなくなる日

(2) 前号に掲げる者以外の受給資格者 開始日以後最初に到来する7月31日（その者がその日までに受給資格者でなくなる場合は、受給資格者でなくなる日）

4 受給者証の交付を受けた受給資格者（以下「受給者」という。）は、第8条第3項の規定により医療費の支給を受けようとする場合は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「医療機関等」という。）について診療、薬剤の支給又は手当を受ける際、当該医療機関等に受給者証を提示しなければならない。

（受給者証の更新申請等）

第6条 受給者が、有効期限の後も引き続き受給者証の交付を受けようとするときは、あらかじめ、後期高齢者福祉医療費受給者証更新申請書（様式第3号）に有効期限の後も引き続き受給資格者であることを証明することができる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請には、前条第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、前条第3項中「前項に規定する確認があった日の属する月の初日（その者がその日において受給資格者でない場合は、受給資格者となった日。」とあるのは「前回の有効期限の翌日（）」と、「開始日」とあるのは「更新日」と読み替える。

3 受給者は、受給者証の有効期間が満了したときは、当該受給者証を、速やかに、市長に返還しなければならない。

（受給者証の再交付申請）

第7条 受給者は、受給者証を紛失し、破損し、又は汚損したときは、後期高齢者福祉医療費受給者証再交付申請書（様式第4号）を市長に提出し、受給者証の再交付を受けることができる。

2 受給者証を破損し、又は汚損した場合の前項に規定する申請には、その受

給者証を添えるものとする。

- 3 受給者は、受給者証の再交付を受けた後、紛失した受給者証を発見したときは、速やかに、これを市長に返還しなければならない。

(医療費の支給)

第8条 市長は、受給者の疾病又は負傷について高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額と、当該疾病又は負傷について国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた場合における給付の額との合計額が当該医療に要する費用の額に満たないときは、その満たない額に相当する額（以下「医療保険自己負担額」という。）を医療費として支給する。ただし、第2条第8号に規定する受給資格者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていない者には、その精神疾患に係る医療に関して、入院医療については医療保険自己負担額の2分の1、通院医療については当該医療に必要な費用から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第58条第3項第1号又は同条第4項の規定により算出した額を控除した額を支給する。

- 2 前項の医療に要する費用の額は、健康保険法（大正11年法律第70号）の療養に要する費用額の算定方法の例により算定した額（法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定した額）とする。ただし、現に要した費用の額を上限とする。

- 3 市長は、受給者が医療機関等で医療を受けた場合には、第1項の規定により、受給者に支給すべき額の限度において、受給者が当該医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり、当該医療機関等に支払うことができる。

(医療費支給申請等)

第9条 前条第1項に規定する医療費の支給を受けようとする者は、後期高齢者福祉医療費支給申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書には、当該医療費について前条第1項に規定する医療に関する給付が行われたことを証する書類、医療に要した費用に関する証拠書類その他市長が必要と認めた書類を添えなければならない。

3 前条第3項の規定により市長から支払を受けようとする医療機関等は、後期高齢者福祉医療費請求書を市長に提出するものとする。

4 前項に規定する請求があったときは、第1項に規定する申請があったものとみなす。

(医療費の審査及び支払)

第10条 市長は、前条第1項及び第2項の規定により提出された書類を審査し、その内容を適当と認めたときは、受給者に医療費を支払うものとする。

2 市長は、前条第3項の規定により提出された請求書を審査し、その内容を適当と認めたときは、医療機関等に医療費を支払うものとする。この場合において、市長は、審査及び支払に関する事務を、愛知県国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金に委託することができる。

3 前項の規定により医療費の支払があったときは、受給者に対し、第8条第1項に規定する医療費の支給があったものとみなす。

(支給額の返還)

第11条 市長は、受給者が医療費の支給に係る疾病又は負傷に関し損害賠償の支払を受けたときは、その額の限度において医療費の全額若しくは一部を支給せず、又は既に支給した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

2 市長は、偽りその他不正の手段により医療費の支給を受けた者があるとき

は、その者からその支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(受給権の保護)

第12条 この要綱により医療費の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

(届出義務)

第13条 受給者は、次に掲げる事項に変更があったときは、その旨を当該変更のあった日から起算して14日以内に後期高齢者福祉医療費受給資格等変更届(様式第6号)に、当該変更のあったことを証する書類を添えて市長に届け出なければならない。

(1) 氏名

(2) 住所

(3) 当該受給者が受給者と認定されたときに該当するものとされた第2条各号に掲げる要件

2 受給者証の交付を受けた者が、受給資格者でなくなったときは、速やかに、後期高齢者福祉医療費受給資格喪失届(様式第7号)により、市長に届け出るとともに受給者証を返還しなければならない。

3 受給者は、医療費の支給事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、その旨を速やかに、第三者行為による被害届(様式第8号)により、市長に届け出なければならない。

(報告)

第14条 市長は、医療費の支給に関し、必要と認めるときは、受給者証の交付を受け、若しくは受けようとする者、又は医療費の支給を受け、若しくは受けようとする者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

(医療費に関する処分の通知)

第15条 市長は、医療費の支給に関する処分をしたときは、文書をもって、その内容を申請者に通知しなければならない。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日より前において、平成20年4月1日付の改正前の田原市福祉給付金支給要綱（以下「旧要綱」という。）第3に規定する支給対象者に該当する者のうち、この要綱の受給資格者に該当しない者については、この要綱における受給資格者に該当するまでの間は、受給資格者とみなす。

3 この要綱の施行の日より前に行われた診療等に係る医療費の支給については、なお旧要綱の例による。

4 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を受けている者は、第2条及び第3条第1項の規定にかかわらず、受給資格者としなない。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。